

経営事項審査受審についての注意事項

鳥取県県土整備部県土総務課

1 経営事項審査の受審時期等について

予約月の厳守について

早期の日程連絡のため、予約月の厳守にご協力ください。予約はがきが予約月の月末までに届かなければ、受審の意思がないものとして取り扱うことがあります。

以下の受付月よりも受審を早めることは可能ですので、希望があれば予約はがきにご記入ください。

例年、他団体の入札参加資格審査申請書（指名願）に添付するため、「早く（〇日までに）経審の結果通知がほしい」という依頼がよくあります。そのような場合、必ず希望月を記入し、受付月より早めにはがきを送付し、余裕をもって申請してください。

決算月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
審査予約月（期限）	2	3	3	4	5	5	7	8	8	9	10	11
審査受付月（予定）	4	4～5	5～6	6～7	7～8	7～9	9～10	10～11	10～12	11～12	12	12～1
通知有効期限（月末）	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

※原則、経営事項審査結果通知の有効期限の前月までには申請することとする。

2 書類の不備とその対応について

(1) 近年、書類の不備が非常に多く、審査やその後の修正に多大な時間がかかるケースがあります。審査に影響を及ぼす以下の例のような場合、受け付けないことがあります。書類を作成し直す、経営状況分析を受け直す等、書類を揃えた上で、改めて申請してください。

例：確認書類・提出書類が揃っていない。

工事経歴書に記載が必要な工事件数が何件も不足している。

兼業事業を完成工事高に含めている（例年多いケース）。

(2) 担当者名には、必ず、内容について責任を持って説明、回答ができる方を記載してください。回答できない場合、審査が進まないの、受け付けない可能性があります。

3 工事の振り分けについて

(1) 土木一式工事

土木一式工事ではないものを挙げている事例が見受けられます。工事内容確認のため、工事経歴書に記載されている以外の工事についても審査の際に、元請と下請が何件ずつあるのか、最小金額の工事はいくらか等、お聞きすることはあるので回答のご準備をお願いします。

(2) 建築一式工事

元請の専門工事（大工工事、内装工事、防水工事等）を含めているケースが例年非常に多くあり、修正を求めています。元請であっても総合的な企画調整（＝一式）をしていない工事は、各工種に振り分けてください。総合的な企画調整を行う工事内容であることがわかる資料を求めることがあります。専門工事のみと思われるものが建築一式工事に振り分けられている場合、再度一から内容の精査をして完成工事高を修正していただきます。

★例①壁の塗り替えをするときに足場を組んだ→塗装工事

- ②クロスの張り替えをするときに照明のスイッチも変えた→内装工事
- ③建物の軒先の雨樋を取り付けて玄関口の足元をコンクリートで整備した
→とび・土工工事
- ④電気工事をするとともに火災報知器の整備をした
→電気工事または消防施設工事（金額や工事内容の大部分を占めるどちらか）

（3）常用（常備）・人材派遣

常用（人件費・労務費のみ）は、原則として、工事請負契約ではなく兼業売上です。
人材派遣についても、工事請負契約ではなく兼業売上です。

（4）県以外の発注工事の発注工種と振り分けについて

- ①県発注→原則として発注工種に振り分けてください。工種が分からなければ、「鳥取県入札情報公開サービス」から過去の工事情報を確認することができますのでご覧ください。
- ②県以外発注（市町村など）→発注工種と経審で判断する工種が異なるときも、発注工種ではなく工事内容の明細をいただいたりお聞きしたりして内容で判断します。

4 機械設備調書について

ショベル系掘削機以外の機械は、自重・容量等が加点要件です。例年、自重・容量等を確認する資料を持参していないケースが多くあります。原則として、特定自主検査記録表を能力の確認資料にはしていません。カタログ等をご準備ください。また、機械の所有の確認資料も必須としています。

5 特定建設工事共同企業体（JV）として受注した工事の工種について

共同企業体として施工した工事について、甲型JVの場合、親子ともに同一の工種に完工高を計上していただく必要がありますので共同企業体間での協議の上、必ず同一工種に振り分けてください。

6 その他の審査項目（社会性等）に係る改正について

（1）建設業の経理の状況（経過措置の終了）

1級又は2級登録経理試験合格者の加点について、合格した年度又は登録経理講習を受講した年度の翌年度開始日から5年を経過した者については講習を受講している場合に加点となります。

（2）知識及び技術又は技能の向上に関する取組状況

①技術職員が取得したCPD単位等が評価対象となりました。

- ・確認書類として、各団体から発行される証明書等を提出してください。

※各団体のHP画面等、受講履歴のみでは単位取得の証明にはなりません。

②CCUS（建設キャリアアップシステム）を利用した「能力評価（レベル判定）」が評価対象となりました。

- ・「技能者数」とは、申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿に掲載された者の人数です。
- ・「技能レベル向上者数」の確認書類として、「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出してください。

7 職員数の確認方法と社会保険・雇用保険について

技術職員及び経理事務士等として記載する職員については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている職員であることが必要です。また、技術職員は、審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がなければなりません。

1 「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている職員」にあたらぬ例

- (1) 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう職員には該当しない。
- (2) 「農閑期だけ」、「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものである。
- (3) 他の従業員が月21日の勤務であるにもかかわらず、当該者が15日の勤務だけでよいというものは、「常時」の要件に欠けると考えられる。また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日6時間の勤務だけでよいというのも、「常時」の要件に欠けると考えられる。
- (4) 監査役は、常勤・非常勤にかかわらず建設業法上役員に含まれておらず、また会社法第335条第2項では、取締役・使用人との兼務が禁止されているため職員に含まれない。

2 「常時雇用」の確認資料（以下のいずれか）

- (1) 健康保険（厚生年金）加入の場合
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (2) 健康保険（厚生年金）未加入の場合
住民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票、賃金台帳 等
(賃金が著しく低い場合は、認めない場合があります。)

3 健康保険等の該当の有無との関連

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無については、常勤職員で加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない者が1人でもいると確認された場合、20004帳票その他の審査項目（社会性等）の項番41、42、43は加入無と判断しますので、御注意下さい。ただし、加入義務のある者が1名もない場合（例：社員が役員のみのため雇用保険に加入できない等）は、適用除外「3」を選択してください。

4 社会保険未加入業者に対する対応について

平成24年7月より建設業法が改正され、経営事項審査の社会性の項目から社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入企業への減点措置が厳格化されるとともに、同年11月より建設業許可申請においても加入状況の確認が行われ、許可行政庁から指導文書を送ることとなっています。

この指導が行われた後、期限内に加入の報告がない場合、保険担当部局へ通報し、強制加入手続きがとられます。それでも加入しない場合は建設業許可行政庁から監督処分を行うこととなっています。

※雇用保険の対象年齢制限は、平成29年1月1日からなくなり、これまで加入対象外であった65歳以上の方も保険適用対象となりました。

5 技術職員名簿に記載する技術職員に必要な雇用期間

- (1) 評価対象とする技術職員は「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」でなければならない。
- ・雇用期間が6ヶ月以下である場合は、技術職員名簿に記載することができません。ただし、職員調書（様式第4号）には、備考欄に雇用期間が6ヶ月以下である旨を記載してください。
 - ・必要な雇用期間を満たしているかを確認するため、健康保険証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知証の写しを持参してください。これらに加入していない場合は、源泉徴収票などで確認します。
- (2) 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含めます。
- ・（1）の通常の技術者の確認書類に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面（様式第3号。P67参照）を提出していただきます。就業規則で65歳が定年であるといった状況は関係なく、対象年齢の方を書いてください。
 - ・常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を持参してください。

8 経営事項審査における工事実績の取扱い等について

1 一式工事の取扱い

平成27年度から取り扱いを厳格にしています。

(1) 土木一式工事

工事内容	複数の専門工事の組み合わせで土木工作物を建設する工事で <u>総合的な企画・指導・調整</u> を行ったもの
計上できる請負	原則、元請工事に限る。ただし、下請工事で大規模なものは個別判断とする。
請負金額	元請にあつては100万円以上（消費税込）、下請にあつては500万円以上（消費税込）のものに限る。

(2) 建築一式工事

工事内容	複数の専門工事の組み合わせで建築物を建設する工事で <u>総合的な企画・指導・調整</u> を行ったもの ※附帯工事により複数の専門工事を施工する場合は、建築一式に含まない（例：内装仕上工事を主として建具工事を付属して施工する場合など）。
計上できる請負	原則、元請工事に限る。ただし、下請工事で大規模なものは個別判断とし、1,500万円以上（消費税込）とする。
請負金額	条件なし。

2 完成工事高の取扱いについて

(1) 1つの請負契約に係る完成工事高を2以上の工事種類に分割又は重複して計上することはできません。

(2) 入札参加資格審査申請において、審査基準日以降の実績により入札参加資格を希望したもののについて、当該実績を入札参加資格審査申請時の「工事の種類」と異なった「工事の種類」に計上してはいけません。

例：令和6年5月決算で、令和6年11月に完成した工事について、

令和7・8年度入札参加資格審査申請→建築解体の実績として申請、

令和7年5月31日を基準日とした経審→解体工事実績として申請 ⇒できない

※この場合、決算変更届(工事経歴書)と経営事項審査について、建築一式工事の実績として申請すること。

当該事実が認められた場合においては、たとえ過失であっても、経営事項審査または入札参加資格における虚偽申請として取り扱いますので充分ご注意ください。

※「建築解体」の要件に該当する工事を「解体」工事実績とすることまたはその逆は可能ですが、上記のとおり入札参加資格審査申請と経営事項審査において「工事の種類」を一致させる必要があります。

3 工事種類別完成工事高付表について

以下（１）（２）により申請する場合は、「工事種類別完成工事高付表」に記入し、提出してください。

（１）土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）を受審する場合

許可を受けている建設業のうち、別表に掲げる区分において一式工事業以外の建設業（受審業種以外）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

（２）一式工事業以外の建設業を受審する場合

許可を受けている建設業のうち、別表に掲げる区分において、一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る完成工事高に含めることができます。

※前期決算日の経審において（１）または（２）により他業種の完成工事高を含めて申請したが、今期決算日の経審においては当該業種を分割して申請する場合、前期決算日分の完成工事高も分割して計上してください。

→この場合、前期分の当該業種に係る工事経歴書を持参してください。

※今期決算日の経審において新たな業種を申請する場合、その業種の完成工事高が、前期決算日の経審の「その他」の業種として計上されているときは、その金額を今期決算日の経審における当該業種の前期分として計上してください。

→この場合、前期分の完成工事高を確認するため、①工事経歴書の提出、②請負契約書または工事台帳等を持参してください。

4 兼業売上の対象となるものについて

伐開、除雪及び植栽管理等の役務的業務については、完成工事高に含めず、兼業売上に計上してください。近年、これら役務的業務を完成工事高に含めているケースが大変多くみられます。含めた状態で申請された場合、申請を受け付けず、財務諸表の作成し直し、経営分析のやり直しをした上で、改めて受審していただくことがあります。

5 誤解・問合せが多い工事（取扱いは従来どおり）

（１）土木一式工事と管工事と水道施設工事

土木一式	管工事	水道施設工事
公道下等（＝敷地外）の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事	家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事 自治会管理の井戸等も含む	上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事 原則、水道局または市町村が発注したもの（元請・下請問わない）

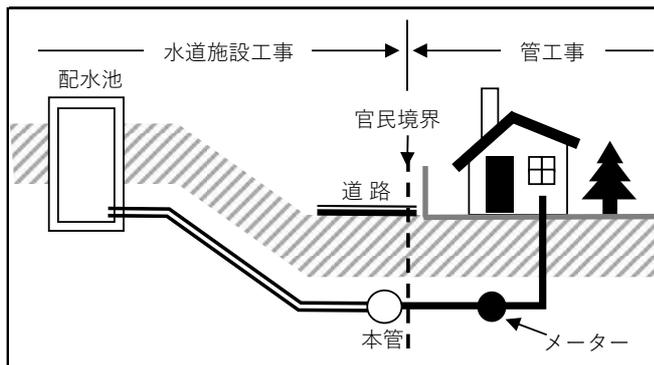
※契約書等で工事内容が不明な場合、工事図面等で確認させていただくこともあります。

上下水道施設の業種区分一覧

市町村(水道局・上下水道課)
発注に限る

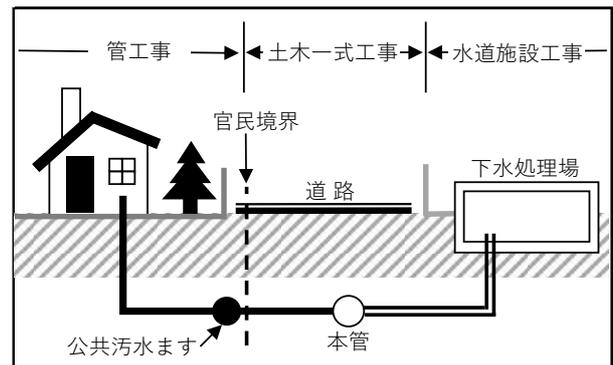
施設区分			業種区分			備考
			土木一式	管	水道施設	
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井			○	
	導水施設	導水管			○	
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室			○	
	送水施設	送水ポンプ、送水管			○	
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)			○	
	給水装置	給水引込管 敷地内配管		○		
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○		
		下水道本管(公道下等)	○			
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設、 汚泥処理施設 (処理場敷地造成工事)			○	
農地用水道、 かんがい用 排水施設等			○			

◎上水道の水道施設工事と管工事の判断基準



◇上水道：道路を掘り起こす場合も「水道施設工事」

◎下水道の管工事と土木一式工事の判断基準



◆下水道：道路を掘り起こす場合は「土木一式」

※○○橋下水道管圧送管改良工事→橋に添架設置する工事。道路下を掘るわけではないので「管工事」

※家庭用浄化槽設置・・・土地・家屋の持ち主が維持管理・整備を行うので「管工事」

※給水管(宅地内)・・・土地・家屋の持ち主が維持管理・整備を行うので「管工事」

(2) 太陽光発電関係の工事

電気工事	太陽光発電設備の設置工事（平地、屋根の上にパネルを設置する等）
屋根工事	屋根一体型の太陽光パネル設置工事

(3) 県入札参加資格における「交通安全施設」について

県の入札参加資格「交通安全施設」の工事实績として認められるのは、不特定多数の一般車両等が通行する公道または私道で、ガードレール（パイプ）、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものです。

したがって、宅地等の敷地上に設置する上記施設は「交通安全施設」の実績として認められません。
また、基礎等の設置状況を写真等で確認をする場合がございます。

しゅんせつ工事とは、河川や港湾、湖などの水底にたまった土砂や石などを浚渫船やポンプなどで取り除く土木工事。

【主な工事例】

港湾の浚渫・・・港湾の航路やバースの維持管理、水深の確保など
河川の浚渫・・・河川の改修、洪水対策、水質改善など
湖沼の浚渫・・・湖沼の環境改善、水質浄化、レジャー利用の促進など
埋立地の造成・・・新規土地の造成、工業団地の建設など

【工法】

1 バケツ浚渫（グラブしゅんせつ工法）

バケツ浚渫は、バケツと呼ばれる大型の鉄製の箱を吊り下げ、水底の土砂をすくい取る工法。バケツは、クレーンやショベルカーなどの重機に取り付けられ、水底の土砂を掘り起こす。その後、バケツは水面まで引き上げられ、土砂は船上や陸上に排出される。バケツ浚渫は、比較的浅い水深の浚渫工事に適しており、土砂の種類を選ばずに使用できることが特徴。

2 吸揚浚渫（ポンプしゅんせつ工法）

吸揚浚渫は、水底の土砂を吸い上げて、別の場所に運搬する工法。吸揚浚渫には、主に次の2つの方法がある。

（1）吸揚式浚渫

吸揚式浚渫は、吸い込み口から土砂を吸い込み、パイプラインを通して別の場所に送り出す工法。吸い込み口には、土砂を砕くためのカッターや、土砂を吸い込みやすくするためのノズルが設置されている。吸揚式浚渫は、砂や砂利などの粒径が小さい土砂の浚渫に適している。

（2）カッター吸揚浚渫

カッター吸揚浚渫は、吸い込み口に回転式のカッターが設置され、水底の土砂を砕きながら吸い上げる工法。カッター吸揚浚渫は、粘土やシルトなどの粒径が大きい土砂の浚渫にも適している。

3 水中掘削

水中掘削は、水中ドリルなどの機器を用いて、水底の土砂を掘削する工法。水中掘削は、バケツ浚渫や吸揚浚渫では難しく、岩石や硬い土砂の浚渫に適している。

浚渫工事では、上記の工法以外にも、用途や環境に合わせて様々な工法が用いられます。例えば、環境への影響を最小限にするために、ダイバーによる手作業での浚渫や、水中ロボットを用いた浚渫などが行われることもある。

なお、発注工種が「しゅんせつ工事」の場合でも、上記の工事内容が確認できない場合は、認められない場合があります。

9 提出書類

(1) 経営規模等評価の提出書類

- ① 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（20001帳票）
- ② 別紙一 工事種類別完成工事高（20002帳票）
- ③ 別紙三 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
- ④ 機械設備等調書（該当が無い場合は省略可）
- ⑤ 別紙二 技術職員名簿（20005帳票）
- ⑥ CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）（様式4号）
- ⑦ CPDに係る学習履歴証明書、実績証明書等（審査基準日以前1年間を証明するもの）（写し可）
※各認定団体のHP画面の写し等は証明書類とはなりませんのでご注意ください。
- ⑧ 技能者名簿（様式5号）（キャリアアップ等該当者がある場合のみ）
- ⑨ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（該当が無い場合は省略可）
- ⑩ 手数料貼り付け書
- ⑪ 工事種類別完成工事高付表（該当が無い場合は省略可）
- ⑫ 工事経歴書（様式第二号）（新規の場合は(注)4を参照）
- ⑬ 審査基準日直前1年分の財務諸表（新規の場合は(注)4を参照）
- ⑭ 審査基準日における職員調書（入札参加資格申請様式第4号及び第5号）
- ⑮ 税務署受付の税務申告書の内、決算報告書（個人業者にあつては、青又は白色申告書）の写し（貸借対照表～注記表まで）（新規の場合は(注)4を参照）
- ⑯ 法人税確定申告書別表十六(一)(二)他の写し（該当が無い場合は省略可）
（法人税確定申告書別表十六(四)(六)(七)(八)で、減価償却を実施している場合は提出）
- ⑰ 消費税確定申告書の写し（電子申告の場合は確定申告書に、国税庁から送られてくる受付通知（表題：国税電子申告・納税システム－SU00S100メール詳細を必ず添付）（新規の場合は(注)4を参照）
※決算報告書の「売上高」が消費税確定申告書の写しの「課税標準額」を超える場合は、理由（非課税売上の内容）について説明を求めます。
- ⑱ 消費税納税証明書（様式その1：納税金額が入ったもの）〔免税であっても証明書を交付してもらい添付〕（原本）（新規の場合は(注)4を参照）
（電子納税証明書（PDF形式）を直接印刷したものでも可。ただしXML形式は不可とする。
「複写」の表示が無く、QRコードのついたものであること。）
- ⑲ 経営状況分析結果通知書（原本又は写し）
- ⑳ （該当がある場合のみ）監査証明書、会計参与報告書、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付した書類（原本又は写し）

- (注) 1 経営事項審査の完成工事高及び財務諸表の数字は全て税抜きで記載してください。
ただし、消費税等の免税業者については、全て税込みで記載することとなります。
※入札参加申請書についても同様。
- 2 各書類の提出部数は1部。ただし、お問合せする場合がありますので、会社側控をご準備ください。
 - 3 直前の決算期間が1年に満たない場合は、その前の営業年度に係る財務諸表も提出してください。
 - 4 経営規模等評価を新規に受審する場合は、⑬・⑭・⑯・⑰・⑱の書類は2年分、（完成工事高を3年平均で審査する場合は3年分）を提出してください。
 - 5 鉛筆での記入は不可です。
 - 6 提出書類は、①～⑳の順に整理して提出してください。

(2) 経営状況分析の提出書類

【登録経営状況分析機関に提出する書類】各経営状況分析登録機関に確認してください。

10 経営規模等評価の確認書類

(1) 完成工事高・自己資本等に係るもの

- ① 建設業許可通知書（写し可。建設業許可証明書又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の印刷でも可。）
※廃業した業種がある場合、取消通知
 - ② 前年度の経営事項審査結果通知書
 - ③ 審査基準日直前1年分の以下の書類
ア 請負契約書（請書、注文書（請書、注文書もない場合は請求書）を含む。）
 - ・工事経歴書に記載した順に整理し、整理番号をつけておくこと。
 - ・JVの工事については、協定書の写し等出資割合の分かるものも持参。
 - ・①「建築一式工事」のうちの建築解体工事および「法面処理工事」「プレストレストコンクリート工事」「鋼橋上部工事」の完成工事高を申請する場合、②工事進行基準適用工事で完成工事高を計上する場合、それぞれ工事内容、該当金額が確認できる書類を持参すること。
イ 工事台帳、元帳（アにより確認できないもの、アの金額と違う場合等に確認します）
ウ 税務申告書（決算報告書、法人税申告書別表を含む）
エ 商業登記簿謄本（当期に資本を増資をした者のみ。変更届提出済みの場合は不要。）
- (注) 新規に経営事項審査を申請する者については、2年分（3年平均で審査する場合は3年分）の工事台帳、請負契約書、税務申告書を持参すること。

(2) 技術職員等に係るもの

技術職員に係る以下の書類

- ア 資格取得者については合格証明書等の写し
 - イ 実務経験者については実務経験証明書（技士補を含む）P82参照
 - ウ 監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
 - エ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる企業で常時10人以上の労働者を使用している場合にあつては継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則
- (注) ア、イについては、既に県の入札参加資格を有しており、入札参加資格審査申請書、様式第15号により技術職員及び資格を登録しているものについては不要。ただし、審査基準日時点では在籍していたが、申請日時点で退職等により不在のものは持参すること。
- (注) 平成16年4月1日以降、職業能力開発促進法による技能士検定2級に合格した方が技術職員に登録するためには、合格後3年の実務経験が必要です。

(3) 技能者名簿に係るもの（キャリアアップ等該当者がある場合のみ）

- ① 審査基準日時点で進行中の工事に係る作業員名簿
- ② 能力評価（レベル評価）結果通知書の写し

(4) その他の審査項目に係るもの

- ① 項番41 雇用保険加入の有無
※常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は該当無と判断します。
 - ・被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証
- ② 項番42 健康保険加入の有無
※常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は該当無と判断します。
 - ・標準報酬決定通知書（直近のもの）
 - ・健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（年金事務所の受付印分）
- ③ 項番43 厚生年金保険加入の有無
※常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は該当無と判断します。
 - ・標準報酬決定通知書（直近のもの）

- ・健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(年金事務所の受付印分)
- ④ 項番 4 4 建設業退職金共済制度加入の有無
 - ・勤労者退職金共済機構鳥取県支部の発行する建設業退職金共済制度加入・履行証明書
- ⑤ 項番 4 5 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

原則として建設業に従事するすべての従業員を対象とするもの

退職一時金制度

 - ・中小企業退職金共済制度・特定退職金共済組合の加入証明書
 - ・労働協約若しくは就業規則（10人以上使用している場合、労働基準監督署への届出の確認が出来るもの。適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払方法、支払時期に関する定めがあること。）

企業年金制度

 - ・厚生年金基金加入証明書又は適格退職年金契約書
 - ・確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書（確定拠出年金の場合）
 - ・企業年金基金の発行する加入証明書（基金型企業年金）又は資産管理運用機関の発行する加入証明書（規約型企業年金）（確定給付企業年金の場合）
 - ・企業型年金（個人年金）の加入証明書（責任開始期が分かる書類も含む）
- ⑥ 項番 4 6 法定外労働災害補償制度加入の有無
 - ・(財)建設業福祉共済団加入証明書、(社)全国建設業労災互助会加入証明書、保険証券又は保険契約書、保険会社の加入証明書で、下請担保の表示、通勤災害担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていることが確認できるもの（準記名式の場合は国の労働災害補償保険に併せて加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の保険料を納付済みであること。）
- ⑦ 項番 5 6 民事再生法又は会社更生法の適用の有無
 - ・手続開始の決定日を証明する書面
 - ・手続終結の決定日を証明する書面（官報の写し等）
- ⑧ 項番 5 7 防災活動への貢献の状況(審査基準日に加入していることが確認できるもの)
 - ・防災協定の写し
 - ・社団法人等の団体が地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や加入証明書等。どの自治体と締結しているかわかる証明とすること。）
- ⑨ 項番 6 0 監査の受審状況
 - ・会計参与設置会社においては、商業登記簿（写し可）
 - ・登録経理講習を受講したことがわかるもの ※
（公認会計士、会計士補、税理士、一級登録経理試験の合格者は、建設業に従事する常勤職員であること）
- ⑩ 項番 6 1・6 2 公認会計士等数
 - ・建設業経理事務士（1～2級）、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者の資格証明の写し、登録経理試験の合格証書及び当該職員の常勤性が確認できる書類
 - ・登録経理講習を受講したことがわかるもの ※
- ⑪ 項番 6 4 建設機械の保有状況
 - ・売買契約書、リース契約書等及び特定自主検査記録表（審査基準日を含む事業年度に検査を行ったものに限る）
 - ・ダンプ車の場合、自動車検査証(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も添付)
- ⑫ 項番 6 5・6 6・6 7 国または国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
 - ・エコアクション21
一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」
 - ・(財)日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類((IS09001、14001)認証登録証明書)の写し
 - ・活動内容に建設業が含まれていること
 - ・建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること

【紙申請版】経営規模等評価申請書類(提出書類)確認票

番号	種 類	確認欄
1	経営規模等評価申請書(20001帳票)	
2	別紙一 工事種類別完成工事高(20002帳票)	
3	別紙三 その他の審査項目(社会性等)(20004帳票)	
4	【該当がある場合のみ】様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」	
5	【該当がある場合のみ】機械設備等調書	
6	別紙二 技術職員名簿(20005帳票)	
7	様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	
8	CPDに係る学習履歴証明書、実績証明書等(審査基準日以前1年間を証明するもの) ☆各認定団体のHP画面の写し等は証明書類とはなりません。	
9	様式第5号 技能者名簿(レベルアップ等該当者がある場合のみ)	
10	【該当がある場合のみ】能力評価(レベル評価)結果通知書の写し	
11	【該当がある場合のみ】継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	
12	手数料貼り付け書	
13	【該当がある場合のみ】工事種類別完成工事高付表	
14	工事経歴書(様式第二号) ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
15	審査基準日直前1年分の財務諸表 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
16	審査基準日における職員調書(入札参加資格申請様式第4号及び第5号)	
17	税務署受付の税務申告書のうち、決算報告書(法人)、青又は白色申告書(個人)の写し 法人税確定申告書別表十六(一)(二)(四)(六)(七)(八)で減価償却を実施している場合は提出 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
18	消費税確定申告書の写し ★電子申請をした場合は確定申告書に加え、申告をした際の受付通知(国税電子申告・納税システム-SU00S100メール詳細)を添付。 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
19	消費税納税証明書(様式その1:納税金額の入ったもの) ※原本 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分 ※電子納税証明書(PDF形式)を直接印刷したものでも可。ただしXML形式は不可とする。「複写」の表示が無く、QRコードのついたものであること。	
20	経営状況分析結果通知書 ※原本又は写し	
21	【該当がある場合のみ】監査の受審状況の確認資料 ※原本又は写し (会計参与報告書、経理処理の適正を確認した旨の書類、有価証券報告書、監査証明書)	

(注)直前の決算期間が1年に満たない場合は、その前の営業年度に係る財務諸表もあわせて提出すること

【紙申請版】経営規模等評価申請書類(確認書類)確認票

種 類	確認欄
(1)自己資本・職員数・完成工事高に係るもの	
① 建設業許可通知書(許可証明書(写し可))、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の印刷でも可)	
② 前年度の経営事項審査結果通知書(写し)	
③ 審査基準日直前1年分の以下の書類 ★新規受審者は、2年分(3年平均で審査する場合は3年分)の請負契約書、工事台帳、税務申告書を持参。 ア 請負契約書(請書、注文書を含む) ★ 工事経歴書に記載した順に整理し、整理番号をつけておくこと。 ★ JVの工事については、協定書の写し等出资比例の分かるものも持参。 ★ 「建築一式工事」のうち建築解体工事・「法面処理工事」・「プレストレストコンクリート工事」・「鋼橋上部工事」の完成工事高を申請する場合、工事進行基準で完成工事高を計上する場合、それぞれ工事内容、該当金額が確認できる書類も持参すること。 イ 工事台帳、元帳(アにより確認できないもの。アの金額と違うもの。) ウ 商業登記簿謄本(写しでも可)※当期に増資をした会社のみ持参。	
(2)技術職員名簿に係るもの	
ア 資格取得者については資格証明書の写し	
イ 実務経験者については実務経験証明書	
ウ 監理技術者にあつては監理技術者資格証及び講習修了証の写し	
エ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる企業で常時10人以上の労働者を使用している場合にあっては継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則	
★健康保険等に未加入であり、標準報酬決定通知書等で常勤性の確認ができない者については、源泉徴収票、給与台帳、賃金台帳、出勤簿等で常勤性を確認します。 ★ア、イについてはすでに登録済みの者は必要なし。(審査基準日時時点で在籍していたが申請日時時点で不在の者も確認します。)	
(3)技能者名簿に係るもの(キャリアアップ等該当者がある場合のみ)	
審査基準日時時点で進行中の工事に係る作業員名簿	
能力評価(レベル評価)結果通知書の写し	
(4)その他の審査項目(社会性)に係るもの	
項番41 雇用保険加入の有無	
① 被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証(建設業に従事する職員全員分)	
項番42・43 健康保険及び厚生年金保険加入の有無	
② 標準報酬決定通知書(直近のもの)(建設業に従事する職員全員分)	
③ 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(社会保険事務所の受付印分)(建設業に従事する職員全員分)	
項番44 建設業退職金共済制度加入の有無	
④ 勤労者退職金共済機構鳥取県支部の発行する建設業退職金共済制度加入・履行証明書	
項番45 退職一時金制度、企業年金制度導入の有無	
⑤ 退職一時金 ア、イのいずれか	
ア 中小企業退職金共済制度・特定退職金共済組合の加入証明書	
イ 労働協約若しくは就業規則(10人以上使用している場合、労働基準監督署への届け出の確認が出来るもの。適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払方法、支払時期に関する定めがあること。)	
企業年金制度 ア～エのいずれか	
ア 厚生年金基金加入証明書又は適格退職年金契約書	
イ 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書(確定拠出年金の場合)	
ウ 企業年金基金の発行する加入証明書(基金型企業年金)又は資産管理運用機関の発行する加入証明書(規約型企業年金)	
エ 企業型年金(個人年金)の加入証明書(責任開始期が分かる書類も含む)	
項番46 法定外労災補償制度の有無 各証明書のいずれか持参	
⑥ (財)建設業福祉共済団加入証明書、(社)全国建設業労災互助会加入証明書、保険証券又は保険契約書、保険会社の加入証明書 ★ 下請担保の表示、通勤災害の担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていることが確認できるもの	
項番51・52・53 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	
⑦ 審査基準日時時点で有効な「基準適合一般事業主認定通知書等」認定を受けていることを証する書面	
項番56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
⑧ ・手続開始の決定日を証明する書面 ・手続終結の決定日を証明する書面(官報の写し等)	
項番57 防災活動への貢献の状況	
⑨ ・防災協定の写し。社団法人等の団体が地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)。	
項番60 監査の受審状況	
⑩ ・会計参与設置会社の場合、商業登記簿(写し可) ・研修等を受講したことがわかるもの	
項番61・62 公認会計士等数	
⑪ ・建設業経理事務士(1～2級)、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者の資格証明の写し、登録経理試験の合格証書合格後、5年以内に登録経理講習を受講したことがわかるもの	
項番64 建設機械の保有状況	
⑫ 売買契約書、リース契約書等及び特定自主検査記録表等、自動車検査証(電子車検査証の場合、自動車検査証記録事項も含む)	
項番65・66・67 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
⑬ 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」(エコアクション21)	
⑭ 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)の写し(ISO9001、14001)	